

実験動物の飼養及び保管等に関する基準解説書の構成（案）

○序

○動物愛護管理法

- ・動物福祉の基本的理念
- ・実験動物の処分（基準のみ説明）
- ・実験動物の3R

○実験動物の飼養及び保管等に関する基準

○実験動物の飼養及び保管等に関する基準の解説

- ・はじめに
 - ①国際社会における我が国の立場
 - ②我が国における実験動物に関する体制

第1 一般原則

1 基本的な考え方

- ・ 3R（飼養、保管）（H.18）
- ・ 周辺的生活環境の保全（H.18）

2 動物の選定

3 周知

- ・ 委員会の設置等（H.18）
- ・ 機関内の指針の策定等（H.18）
- ・ 施設内関係者への周知等（H.18）
- ・ 関係団体、他の機関等との連携による体制整備（H.18）

（参考として、基本指針の内容である動物実験計画を含める）

4 その他

- ・ 遵守状況の点検（H.25）
- ・ 点検結果の公表（H.25）
- ・ 外部機関等による検証（H.25）

第2 定義（H.18に順の変更）

- ・ 実験等
- ・ 施設
- ・ 実験動物
- ・ 管理者
- ・ 実験動物管理者
- ・ 実験実施者
- ・ 飼養者
- ・ 管理者等

第3 共通基準 (H.18 に共通基準と個別基準に分ける)

1 動物の健康及び完全の保持

(1) 飼養及び保管の方法

- ・ 環境確保 (給餌・給水、健康管理、習性等を考慮した飼養・保管 (H.25))
- ・ 実験目的以外の傷害 (H.18)、疾病の予防、適切な治療等 (H.18)
- ・ 導入、順化 (順応) (H.18)
- ・ 異種、複数の動物の収容 (H.18)

(2) 施設の構造等

- ・ 日常的な動作を容易に行える設備 (H.18)
- ・ 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つ構造等 (H.18)
- ・ 清掃、衛生状態の維持管理が容易で実験動物が傷害等を受けるおそれがない構造 (H.18)

(3) 教育訓練等

- ・ 実験管理者の知識、経験
- ・ 実験動物管理者、実験実施者、飼養者 (以下、「実験関係者」という) の別に応じた教育訓練 (H.18)

2 生活環境の保全

- ・ 実験動物の汚物の処理
- ・ 環境汚染、悪臭、害虫 (H.18) 等の発生の防止
- ・ 施設、設備 (H.18) の整備等
- ・ 施設及び施設周辺の生活環境の保全

3 危害等の防止

(1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法

- ・ 実験動物が逸走しない構造及び強度の施設の整備 (H.18)
- ・ 実験関係者への実験動物由来の疾病の予防
- ・ 実験実施者・飼養者が危険を伴うことなく作業できる施設の構造及び飼養保管の方法の確保 (H.18)
- ・ 日常的な管理、保守点検、定期巡回等による、実験動物の数、状態の確認 (H.18)
- ・ 危害の発生の防止
 - － 実験動物の取り扱い方法の情報提供、飼養保管についての必要な指導、実験動物の状況の報告
 - － 関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置

(2) 有毒動物の飼養及び保管

- ・ 抗毒血清等の救急医薬品の備え (H.18)
- ・ 事故発生時の迅速な救急処置の体制整備 (H.18)

(3) 逸走時の対応

- ・逸走した場合の捕獲等の措置
- ・逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止 (H.18)
- ・人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設外に逸走した場合の関係機関への速やかな連絡 (H.18)

(4) 緊急時の対応

- ・地震、火災等の緊急時の計画（関係行政機関との連携、地域防災計画等との整合 (H.18)）の作成
- ・緊急事態発生時の実験動物逸走時による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止 (H.18)

4 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

- ・実験関係者は、人獣共通感染症の知識の習得及び情報の収集 (H.18)
- ・人獣共通感染症発生時に必要な措置を迅速にできるよう公衆衛生機関等との連絡体制の整備 (H.18)

5 実験動物の記録管理の適正化

- ・実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等の記録台帳の整備等 (H.18)
- ・人に危害を加えるおそれのある実験動物への識別措置 (H.18)

6 輸送時の取扱い

- ・なるべく短時間に輸送できる方法を採用
- ・輸送中の給餌、給水、輸送に用いる車両等を換気等による適切な温度維持 (H.18)
- ・生理、生態、習性等を考慮した適切な区分による輸送
- ・輸送に用いる車両、容器（健康安全、逸走防止）
- ・実験動物が保有する微生物、汚物等による環境汚染の防止

7 施設廃止時の取扱い

- ・飼養、保管している実験動物の譲渡、殺処分 (H.18)

第4 個別基準

1 実験等を行う施設

(1) 実験等の実施上の配慮

- ・目的達成に必要な範囲で適切に利用
- ・麻酔薬、鎮痛薬 (H.18) 等の投与、できるだけ短い実験等に供する期間 (H.18) 等に配慮して苦痛を与えない、保温等適切な処置

(2) 事後措置

- ・実験等の終了、中断した実験動物、回復見込みのない障害を受けた実験動物 (H.18) の殺処分する場合は、指針に基づき行う。
- ・実験動物の死体は、適切な処理を行い、人の健康及び生活環境を損なうことのないよう

2 実験動物を生産する施設

- ・ 幼齡、高齡の動物を繁殖の用に供さない (H.18)
- ・ みだりな繁殖による過度の負担を避けるための適切な回数 (H.18)
- ・ 譲渡の際の情報提供、説明責任 (H.18)

第5 準用及び適用除外

- ・ 哺乳類、鳥類、爬虫類 (H.18) 以外の動物を実験等に利用する場合においても、この基準の趣旨に沿って行うよう努める。
- ・ 畜産に関することには適用しない。
- ・ 生態観察を目的とする飼養保管については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準に準じて行う (H.18)。

○参考文献

○付録

- ・ 文科省、厚労省、農水省の基本指針や通知
- ・ 日本学術会議のガイドライン